

【指定地域密着型通所介護事業所】 自 己 点 検 表

点 検 年 月 日	令和 年 月 日
事 業 所 番 号	
事 業 所 名	
所 在 地	
定 員	
記入者氏名・職名	

【記入について】

- 指定地域密着型介護サービス事業者として守るべき最低基準を掲げています。確認をする際には、関係法令等も併せて参照してください。
- 「基準の概要」欄の内容が実施できているかを確認して、「適否」欄に○または×を記入してください。

【その他】

- この自己点検表は、事業者自らが指定基準等の遵守状況を確認し、提供するサービスの質を確保するとともに、事業運営の改善等を図ることを目的に作成していただくものです。
- 「根拠」欄に掲げてある「市条例」とは、「草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月29日 条例第10号）」をいいます。

自己点検表

基本方針

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
◇要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。	市条例第60条の2		

①人員基準等の概要

※「常勤換算方法」（用語の定義）

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。

この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が通所介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が介護職員と訪問介護員等を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）または育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号 以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項または同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置もしくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。

※「勤務延時間数」（用語の定義）

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間または当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とします。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。

※「常勤」（用語の定義）

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。

ただし、母性健康管理措置または育児、**介護及び治療**のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
1. 従業者の員数 事業者が指定地域密着型通所介護事業所毎に置くべき従業者の員数は、次のとおりになっているか。	市条例第60条の3		
(1) 生活相談員 ◇提供時間数に応じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる生活相談員が1以上確保されるために必要と認められる数 ※サービス提供の開始時刻から終了時刻までの時間数以上の勤務時間数が確保されているか。	市条例第60条の3 第1項第1号		
(2) 看護職員（看護師または准看護師） ◇単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数 ※従事時間＋密接かつ適切な連携時間でサービス提供時間帯を担保できる配置・連携体制があるか。	市条例第60条の3 第1項第2号		
＊看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。 また、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。			
なお、「密接かつ適切な連携」とは、指定地域密着型通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連携体制等を確保することである。			
(3) 介護職員 ◇単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる介護職員が以下に記載する以上、確保されているか。 「利用者数16人以上の場合」 $((\text{利用者数(または定員)} - 15) \div 5) + 1 = A$ $A \times \text{平均提供時間数(またはサービス提供時間数)} = B$ $(B \text{ を分単位を切上})$ 「利用者数11～15人の場合」 平均提供時間数(またはサービス提供時間数)以上の勤務時間数が確保されているか。	市条例第60条の3 第1項第3号		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
(4) 機能訓練指導員 ◇機能訓練指導員 1 以上 ※機能訓練指導員になれるのは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者のみ。	市条例第 60 条の 3 第 1 項第 4 号		
◇機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができる。	市条例第 60 条の 3 第 6 項		
*「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者であるか。 ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員または介護職員が兼務して行っても差し支えない。 ※介護職員・生活相談員も一定の機能訓練を行なえるが、機能訓練指導員になれるわけではないことに留意すること。			
2. その他 ◇生活相談員または介護職員のうち、1 人以上は常勤であるか。	市条例第 60 条の 3 第 7 項		
※利用定員が 10 人以下である場合にあっては、 ◇看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員または介護職員が、以下に記載する勤務延時間数以上確保されているか。	市条例第 60 条の 3 第 2 項		
また、常時 1 以上の看護職員または介護職員が確保されているか。さらに、生活相談員、看護職員または介護職員のうち 1 人以上は、常勤であるか。	市条例第 60 条の 3 第 3 項		
3. 管理者 ◇指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。	市条例第 60 条の 4		

②設備・備品等基準等の概要

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
1. 設備および備品等 ◇事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。	市条例第60条の5		
◇上記に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものであるか。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	市条例第60条の5 第3項		
◇指定地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に市町へ届け出ているか。	市条例第60条の5 第4項		
2. 食堂・機能訓練室 ◇食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であるか。 食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。	市条例第60条の5 第2項第1号		
3. 相談室 ◇遮へい物の設置等により相談の内容が漏洩しないよう配慮されているか。	市条例第60条の5 第2項第2号		
4. 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ＊消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しているか。	市条例第60条の5		

③運営基準の概要

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
1. 内容および手続の説明および同意 ◇指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、指定地域密着型通所介護従業者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。			
＊わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧な説明を行い、同意については書面で確認しているか。			
2. 提供拒否の禁止 ◇正当な理由なく、指定地域密着型通所介護サービスの提供を拒んでいないか。	市条例第60条の20		
3. サービス提供困難時の対応 ◇当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定地域密着型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	市条例第60条の20		
4. 受給資格等の確認 ◇指定地域密着型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間、負担割合証を確かめているか。	市条例第60条の20		
◇前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型通所介護を提供するように努めているか。			
5. 要介護認定の申請に係る援助 ◇サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	市条例第60条の20		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
◇居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。			
６．心身の状況等の把握 ◇サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	市条例第 60 条の 6		
７．居宅介護支援事業者等との連携 ◇サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	市条例第 60 条の 20		
◇サービスの提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。			
８．法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ◇指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 6 5 条の 4 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助等を行っているか。	市条例第 60 条の 20		
９．居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ◇居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。	市条例第 60 条の 20		
１０．居宅サービス計画等の変更の援助 ◇利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	市条例第 60 条の 20		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
1 1. サービスの提供の記録 ◇指定地域密着型通所介護を提供した際には、当該指定地域密着型通所介護の提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護について利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載しているか。	市条例第60条の20		
◇指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。			
1 2. 利用料等の受領 ◇利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から、当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	市条例第60条の7		
◇法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。			
◇次に掲げる費用以外の支払を利用者から受けてなか。 - 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 - 二 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 - 三 食事の提供に要する費用 - 四 おむつ代			
五 上記に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用			
* 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けていないか。			

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
◇上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。			
1 3. 保険給付の請求のための証明書の交付 ◇法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	市条例第60条の20		
1 4. 指定地域密着型通所介護の基本的取扱方針及び具体的取扱方針 1 4-1. 基本的取扱方針 ◇利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。	市条例第60条の8		
◇自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。			
1 4-2. 具体的取扱方針 ◇地域密着型通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。	市条例第60条の9 第1項第3号		
◇指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。			
◇指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。	市条例第60条の9 第1項第5号		
◇上記の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	市条例第60条の9 第1項第6号		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
◇指定地域密着型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えているか。			
* 指定地域密着型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、事業所の屋外でサービスを提供する場合は、次に掲げる条件を満たしているか。 一 あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けられていること。 二 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。			
15. 地域密着型通所介護計画の作成 ◇ 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しているか。	市条例第60条の10		
◇ 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。			
◇ 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。			
◇ 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しているか。			
◇ 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。			
16. 利用者に関する市町村への通知 ◇指定地域密着型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 一 正当な理由なしに指定地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。	市条例第60条の20		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
17. 緊急時等の対応 ◇地域密着型通所介護従業者は、現に指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。			
18. 管理者の責務 ◇管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	市条例第60条の11		
◇管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の従業者に地域密着型通所介護に関する運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。			
19. 運営規程 ◇指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定地域密着型通所介護の利用定員 ⑤指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦サービス利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策(他の社会福祉施設との連携) ⑩人権擁護、虐待防止の体制整備 ⑪記録の保存について ⑫その他運営に関する重要事項 (苦情処理、事故発生時の対応、秘密保持、運営推進会議の実施 等)	市条例第60条の12		
20. 勤務体制の確保等 ◇利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	市条例第60条の13		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
* 指定地域密着型通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、地域密着型通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。			
* 原則として、当該指定地域密着型通所介護事業所の従事者たる地域密着型通所介護従事者によって指定地域密着型通所介護を提供しているか。(調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第3者への委託等を行うことを認めるものである。)			
◇事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 * 全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。			
◇事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。			
2 1. 業務継続計画の策定等 ◇事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。	市条例第60条の20		
* 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。			
* 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。			
2 2. 定員の遵守 ◇利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	市条例第60条の14		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
2 3. 非常災害対策 ◇事業所の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てているか。 * 火災・地震に関する計画に加え、風水害等、各々の施設の属する地域・地形などを考慮し、起こりうる災害に対し、網羅的に対応できているか。 * 上記計画に以下の項目が含まれているか。 ①介護保険施設等の立地条件（地形等） ②災害に関する情報の入手方法 （「避難準備情報」等の情報の入手方法確認等） ③災害時の連絡先及び通信手段の確認 （自治体、家族、職員等） ④避難を開始する時期、判断基準 （「避難準備情報発令」時等） ⑤避難場所 （市町村指定避難場所、施設内の安全スペース等） ⑥避難経路 （避難場所までのルート（複数）、所要時間等） ⑦避難方法（利用者ごとの避難方法（車イス、徒歩等）） ⑧災害時の人員体制、指揮系統 （災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等） ⑨関係機関との連携体制 ※起こりうる災害の範囲について疑義がある場合は、消防及び防災部局と協議の上、決定すること。	市条例第 60 条の 15		
* 具体的計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示しているか。 * 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知しているか。			

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)																
* 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 →過去3年間の避難訓練等の内容及び実施日 <table><thead><tr><th>避難訓練等の内容</th><th>実施日</th></tr></thead><tbody><tr><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>()</td><td>()</td></tr></tbody></table> * 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせているか。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。	避難訓練等の内容	実施日	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()			
避難訓練等の内容	実施日																		
()	()																		
()	()																		
()	()																		
()	()																		
()	()																		
()	()																		
()	()																		
* 避難訓練を行われた場合、水害・土砂災害の場合を含む地域の実情に応じた災害に係る避難訓練を実施したか。 上記訓練がされていない場合 →今年度中に実施予定の有無（有 ・ 無 ）																			
* 事業者は、※に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。																			
* 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めているか。																			
24. 衛生管理等 ◇利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じているか。	市条例第60条の16 第1項																		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
* 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていますか。 ①当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ②当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 過去3年間のレジオネラ属菌検査実施日 ※浴槽がある場合のみ記載 () () ()	市条例第60条の16 第2項		
25. 掲示 ◇指定地域密着型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ※重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。	市条例第60条の20		
◇事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 *ウェブサイトとは、法人のホームページ等または介護サービス情報公表システムをいう。	市条例第60条の20		
26. 秘密保持等 ◇指定地域密着型通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。	市条例第60条の20		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
◇当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。			
◇サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。			
27. 広告 ◇指定地域密着型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものでないか。	市条例第60条の20		
28. 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ◇居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	市条例第60条の20		
29. 苦情処理体制 ◇提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために構ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者またはその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつウェブサイトに掲載等必要な措置を講じているか。	市条例第60条の20		
◇苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。			
* 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。			
◇提供した指定地域密着型通所介護に関し、法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。			
◇市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しているか。			

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
◇提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。			
◇国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。			
30. 虐待の防止 ◇事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (4) (1) から (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	市条例第60条の20		
31. 地域との連携等 (1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員または当該事業所が所在する区域を所轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、その評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 →運営推進会議の開催月 今年度（ ） 前年度（ ） 前々年度（ ）	市条例第60条の17		
32. 事故発生時の対応 ◇利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	市条例第60条の18		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
◇指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。			
* 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。			
3 3. 会計の区分 ◇指定地域密着型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	市条例第 60 条の 20		
3 4. 記録の整備 ◇従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	市条例第 60 条の 19		
◇次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しているか。 ①地域密着型通所介護計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④市町村への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録			
3 5. 人権への配慮等 ・利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めているか。			
・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保しているか。			